

**学用品・通学用品購入費**  
**新入学児童生徒学用品・通学用品購入費(各学部1年生のみ)**  
**支給対象品目一覧**

この一覧は一例です。判断に迷われるような場合は、事務担当者へご相談ください。  
また、対象となるのはすべて授業等で使用するものです。家庭用のものは対象外となります。

上履き・通学用靴・通学用長靴・傘・レインコート・通学用帽子・通学用かばん  
通学用リュック・筆箱・鉛筆・ペン・消しゴム・ノート・下敷き・クレヨン・色鉛筆・のり・テープ  
はさみ・カッター・絵の具・筆  
制服、標準服等・体育用ジャージ・体育用Tシャツ・体育用帽子  
水着・プール用タオル・プール用バッグ・作業用靴・作業用エプロン・水筒  
工作用材料(折り紙・板など)・美術用材料(スケッチブックなど)・家庭科用材料(布・糸など)  
ワークブック・辞典・学習帳・エプロン・三角巾・歯ブラシ・コップ・ハンカチ

**【注意】支給対象とならないもの**

**家庭用のスポン、シャツ等の衣服・下着・靴下・補装具・眼鏡・補聴器・車椅子・紙おむつ など。  
防災用品は「緊急時に備えるために用意する用品」であるため支給対象外となります。**

**1 支給限度額(年額)があります。**

限度額以上になりましたら、限度額＝支給額になります。

**・学用品・通学用品購入費 支給限度額**

小11,640円、中22,740円、高32,270円

※支弁区分 II 段階→半額 III 段階→補助なし。

**・新入学児童生徒学用品・通学用品購入費(各学部1年生のみ)**

小51,110円、中・高60,980円

※支弁区分 II 段階→半額 III 段階→補助なし。

**2 受給の際には購入を証明するレシート等が必要となります。**

学用品等を購入した際には、レシート等の紛失がないよう保管をお願い致します。

領収証では、購入した品物等が特定できず、対象外となる場合があります。

また、学用品等のレシートは、食料品や日用品と分けて発行いただくと大変助かります。

御協力をよろしくお願いいたします。(支給金額の誤り等を防ぐことに繋がります。)

**3 購入される際、値引き券や商品券を使われますと、対象外となる場合がありますので、できるだけ使用をお控えください。**

(ポイント等を利用した場合も、ポイント分が支給対象外となりますのでご注意ください。)

**4 学用品等として購入した場合でも、支給対象とならない品目もあります。**

必ず、上記「支給対象品目一覧」を確認の上、ご提出してください。

また、原則4月以降に購入した品物が対象ですが、「新入学児童生徒学用品・通学用品購入費」については入学前に購入した品物も含まれることがあります。

**5 新1年生(小1、中1、高1)には「学用品・通学用品購入費」と併せて、**

「新入学児童生徒学用品・通学用品購入費」が支給されます。(加算額)